

駐車許可・駐車規制の除外措置 の見直しのお知らせ

駐 車 許 可

見直し前

都道府県ごとに申請書の様式が定められていました。

申請時に必ずすべての関係書類の添付が必要でした。

駐車場所を管轄する警察署ごとに申請が必要でした。

許可を受けようとする用務ごとに許可期間を定めていました。

見直し後

申請書の様式を全国的に統一します。

定型的な申請で、過去の申請と同内容のものは関係書類の添付を省略できるようになります。

駐車場所が複数の警察署の管内にまたがる申請は、そのうちいずれかの警察署に申請すればよいこととなります（ただし、愛知県内の警察署に限ります）。

反復継続的な用務に係る許可証の有効期限が最長3年となります。

駐 車 規 制 か ら の 除 外 措 置

見直し前

医療関係では緊急の往診及び手当のため医師が使用する車両が対象でした。

都道府県ごとに申請書の様式が定められていました。

見直し後

看護師等が医師の指示を受け、直ちに患者宅等を緊急訪問するための車両又は助産師が緊急訪問するための車両が除外の対象となります。

申請書の様式を全国的に統一します。

施 行 日

令和7年7月1日から

ご不明な点は愛知県警察本部交通規制課・各警察署交通課までお問い合わせください。



愛知県警察